

(参考)

畜舎特例法施行規則第48条第2項による認定申請に係る審査に用いる基準

認定基準案

畜舎特例法施行規則第48条第2項の規定に基づく認定申請に係る畜舎等については、当該畜舎等の敷地が所在する市町村の区域を所管する建築基準法上の特定行政庁が定める同法第43条第2項第2号の規定による許可基準に適合していること。

当該畜舎等の敷地が所在する市町村の区域

審査に用いる基準

○ 特定行政庁市※の区域

特定行政庁市が定める建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可基準

○ 特定行政庁市の区域外

県が定める許可基準
(千葉県建築基準法第43条第2項の規定による接道の特例に関する基準)

※特定行政庁市：千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、佐倉市、八千代市、我孫子市、浦安市、木更津市、習志野市、流山市、成田市